⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 30 A.M. 18 April 2013

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月18日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　戸田　和彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　下関北バイパス綾羅木川橋鋼上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山口県下関市綾羅木本町7丁目～綾羅木新町2丁目地内

⑷　工事内容

工事延長　L＝335m

【綾羅木川橋】

鋼5径間連続非合成少数鈑桁橋【本線橋】

橋長L＝225m（支間長：33.3m＋50.0m＋54.3m＋50.0m＋35.8m）W＝1,300ｔ

鋼4径間連続鋼床版桁橋【歩道橋】

橋長L＝95.5m（支間長：19.7m＋2@25.1m＋24.6m）（右側）W＝54ｔ

橋長L＝92.1m（支間長：15.3m＋2@24.8m＋26.2m）（左側）W＝54ｔ

鋼橋上部　1式

工場製作工　1式

工場製品輸送工　1式

鋼橋架設工　1式

床版工　1式

橋梁付属物工　1式

歩道橋本体工　1式

鋼橋足場等設置工　1式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年2月27日まで

⑹　使用する主要な資機材

生コンクリート約1.6千㎥

鋼材（棒鋼）約2.6百トン

鋼材（鋼板）約14.5百トン

⑺　工事実施形態

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の試行工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

③　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する試行工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥　本工事は、申請書と併せて歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して通知する工事であり、詳細は入札説明書による。

⑦　本工事は、技術資料作成に必要と思われる当該工事の関連データを希望者にインターネットで提供、または、記録媒体による提供を行う試行工事である。詳細は入札説明書による。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　予算成立の事情により、本工事の入札日を変更又は取消することがある。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。かつ中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の申請を平成25年1月31日までに行っていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成9年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋓の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重以上又はTL－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈑桁橋（「鋼・コンクリート合成床版」又は「I形鋼格子床版」を含む）は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が、30m以上であること。

㋓　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省（旧建設省及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）現場での架設作業に配置する技術者は、平成9年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。